

松戸市新型コロナウイルス感染症
PCR検査事業Q&A

Q1. 事業の開始時期はいつからですか。

(答) 令和3年4月1日(木)から当面の間となります。

(申請総額が予算額に達した場合や、新型コロナウイルス感染症が終息した場合などは、時期を定めて申請受付を終了することがあります。)

Q2. 助成を受けられる人を教えてください。

(答) ①松戸市内在住者

②保育・教育従事者(市内在勤)

③介護・障害福祉サービス従事者(市内在勤)

※令和2年度内の助成については対象者により、助成の対象となる期間が異なります。

助成対象期間は、Q3をご参照ください。

Q3. **令和2年12月1日から、令和3年3月31日の間に受けた検査は助成の対象となりますか。**

(答) 令和3年4月23日(金)までに申請頂ければ助成を受ける事が可能です。ただし、令和2年度内検査は、対象者により、助成の対象期間が異なります。

① 令和2年12月1日(火)以降に受けた検査が助成の対象となる方

(1) 65歳以上の方(市内在住)

(2) 基礎疾患のある方(市内在住)

(3) 保育・教育従事者(市内在勤)

(4) 介護・障害福祉サービス従事者(市内在勤)

② 令和3年1月5日(火)から追加された対象者

(5) 上記(4)の同居者で市内在住者

(6) 受験生(市内在住)

③ 令和3年2月1日(月)から追加された対象者

上記(1)～(6)に該当しない市内在住者

※医療機関が実施する『自費診療のPCR検査』であることをご確認ください。(※保険診療のPCR検査は対象外です)また、証拠書類として、医療機関から発行される「領収

証」「診療明細書」の原本をご提出いただきますので、大切に保管をお願い致します。

Q4. 自覚症状が出ている場合にも受けられますか。

(答) 発熱などの自覚症状が出ている場合は、本事業の対象外となります。下記いずれかに、お電話にてご相談ください。

- ① ご自身の「かかりつけ医」
- ② 松戸市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (0120-415-111)
- ③ 松戸市地域医療課 (047-366-7771)
- ④ 千葉県発熱相談コールセンター (0570-200-139)

Q5. PCR検査は、健康保険が適用されるのではないですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症について、感染を疑う何らかの症状があり、医師が診療のために必要と判断して検査を実施した場合は、健康保険の適用対象となります。

なお、本事業にかかるPCR検査は、「感染を疑う症状がない人」を対象として実施するため、健康保険の適用対象とはなりません。

Q6. どの医療機関で実施する検査が助成の対象ですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症の『自費診療のPCR検査』を実施する医療機関であれば、市内・市外を問いません。

- 検査を希望される方ご自身にて、医療機関へのお申し込みをお願いいたします。
- 松戸市内において、『自費診療のPCR検査』を実施する医療機関は、チラシ及び松戸市のホームページに掲載しています。

Q7. インターネットで受付をする検査も助成の対象ですか。

(答) 医療機関で実施するPCR検査であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も助成の対象となります。ただし、民間検査機関（衛生検査所）に申し込む検査は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、助成の対象外です。なお、インターネット等を通じて検査の申し込みが可能な医療機関の一例を、市のホームページに掲載しています。

Q8. 助成金額や回数を教えてください。

(答) 実費の範囲内で、1回2万円を上限とし、月2回までの検査費用を助成します。

なお、「月2回」については、月が変わる日付であれば、空ける日数に制限はありません。

(例えば、4月1日と30日に検査を受けた後、次の検査が5月1日でも構いません。ただし、4月1日、15日に検査を受けた後、次の検査が4月30日の場合は対象外です。)

※令和3年3月31日（水）以前の検査については「1ヶ月に一度」かつ、対象者により、助成の対象となる期間が異なります。助成対象期間は、Q3をご参照ください。

Q9. 陰性証明書は助成の対象となりますか。

（答）陰性証明書の発行料など、検査費用とは別途に発生する文書料等は対象外です。

- 当初の検査費用に陰性証明書の発行料が含まれ、検査費用と陰性証明書の発行料を分けることが出来ない場合は、検査費用全体が助成の対象となります。
- ただし、助成額は、所要した実費の範囲内で2万円が上限となります。

Q10. 助成を受けられる人の要件を詳しく教えてください。

（答）①市内在住者（年齢は不問です。）

②保育・教育従事者

- 松戸市内に所在する保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、市立また私立の小・中・高等学校などで勤務している市外在住者

（※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。）

- 職種・雇用形態は問わず、保育士・教諭・看護師などの専門職のほか、施設内でアシスタント、事務、給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。
- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

③介護・障害福祉サービス従事者

- 松戸市内に所在する入所系介護サービス、通所系介護サービス、訪問系介護サービス、障害福祉サービスの事業所で従事していること。

（※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。）

- 職種・雇用形態は問わず、介護専門職、介護助成、事務職などのほか、高齢者施設・障害者施設で給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。
- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

Q11. 受検から申請までの流れを教えてください。

（答）① 受検希望者にて医療機関への問合せ

↓

② 医療機関で検査を受けて費用を支払い

↓

③ 受検者にて助成金の申請（松戸市地域医療課あてに郵送または持参）

↓

④ 松戸市にて申請書類の審査

↓

⑤ 結果通知（審査通過の場合に助成金を振込み）

Q12. 申請書（※）はどこで入手できますか。

（答）下記の場所での配架・掲載をしています。

- ① 松戸市のホームページ
- ② 松戸市地域医療課
- ③ 支所、保健福祉センター、高齢者いきいき安心センターなど

※4月1日から、申請書の書式が変更されていますので、ご注意ください。

（旧書式をお使いの場合でも申請は可能です。）

Q13. 検査を受けた後、申請はいつまでに出せば良いですか。

（答）検査を受けた後、概ね2週間以内の申請をお願いいたします。なお、令和3年3月31日までに検査を受けた方については、予算の執行上、令和3年4月23日（金）までに申請書をご提出いただきますようお願いいたします。ただし、対象者を全市民に拡大したことに伴い、申請総額が予算額に達した時点で申請受付を終了いたしますので、ご注意ください。

Q14. 20歳未満の者が検査を受けた場合に、各申請様式はどのように記載すれば良いですか。

（答）20歳未満の方が本助成金の申請をされる場合は、保護者の方に申請者となって頂きます。申請書（第1号及び第2号様式）の申請者欄には、保護者の方ご自身の情報をご記入頂きますようお願い致します。詳しくは、各様式の記入見本をご参照ください。

Q15. 申請書のほかに必要な書類を教えてください。

（答）① 申請をされるすべての方

○ 本人確認書類の写し

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど、氏名・生年月日・住所が確認できるもの）

※受検者が20歳未満の場合は、申請者欄の保護者の分とあわせて、受験者ご本人の分も添付してください。

○ 医療機関が発行する領収証および医療費明細書（原本）

（『PCR検査の検査費用であること』及び『検査の実施日』が明記されていること）

○ 通帳の写し（通帳の表紙および見開き1ページ目等、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できる部分の写し）

※受検者が20歳未満の方の場合は、申請者欄にある保護者名義の通帳の写しを添付してください。

★本人確認書類および通帳の写しにつきましては、直近3ヶ月以内に本事業の申請をおこなっている方で、住所や助成金の振込先口座等に変更がない場合は、あらためて添付していただく必要はありません。

②Q2の対象者区分(2)(3)のみ

○社員証など勤務の実態がわかるものの写し ※「市内」在住の方は不要です。

③助成金を申請者ご本人名義以外の口座に振り込みを希望される方

○委任状(任意の書式)

④同月に2回受検した検査費用の助成をまとめて申請される方

○松戸市民PCR検査助成事業 申請書兼請求書(2回目用)※第2号様式

※令和3年2月1日以前に受けた検査について申請を行う場合の追加書類。

① Q3の対象者区分(2)のみ

○ お薬手帳など基礎疾患の療養状況がわかる資料の写し

② Q3の対象者区分(5)のみ

○ 同居する介護・障害福祉サービス従事者の方について、社員証など、松戸市内の事業所・施設等で勤務している実態がわかるものの写し

③ Q3の対象者区分(6)のみ

○ 受験票の写し

Q16. インターネットで受付をする検査について、助成金の対象となるもの、ならないものを教えてください。

(答) Q7に記載の通り、「医療機関で実施するPCR検査」であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も助成の対象となります。

○ 「民間検査機関(衛生検査所)に申し込む検査」は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、助成の対象外です。

○ ただし、申し込みを受け付ける機関によっては、医療機関への申し込みか、民間検査機関(衛生検査所)への申し込みか、判別が難しいホームページもございます。

○ その際には、「医療機関への申し込みであり、医師が介在する検査」であることを、申し込み先にご確認を頂きますようお願い致します。

○ ご不明な点がある場合には、地域医療課までお問い合わせください。

○ なお、インターネット等を通じて検査の申し込みが可能な医療機関の一例を、市のホームページに掲載しています。

Q17. インターネットで検査を申し込む場合には、送料も含めて申請できますか。

(答) 直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に検査を申し込んだ場合は、検体の送料も含めて申請できます。

- ただし、その場合であっても、助成金額は実費の範囲内で2万円が上限となります。
- なお、検体の送料は助成の対象となりますが、振込手数料や代引手数料など、決済にかかる費用は助成の対象外となります。

※送料を申請する場合は別途申立書を記入していただく必要がありますので、地域医療課までお問い合わせください。

Q18. 領収証や医療費明細書は、どのような内容を記載して貰う必要がありますか。

(答) 領収証および医療費明細書には、下記の情報が記載されている必要があります。なお、領収証のみで下記の情報がすべて記載される場合には、明細書のご提出は不要です。

- 『PCR検査の検査費用であること』
- 『検査の実施日』
- 『受診した医療機関の名称』

- なお、インターネットで検査を申し込む場合、医療機関によっては、支払い方法によっては、領収証が発行されない場合があるため、**領収証が発行される支払方法について事前に医療機関までにお問い合わせください。**

Q19. 同月に受検した検査費用の助成をまとめて申請することはできますか？

(答) 令和3年4月1日以降で、同月内に2回受検した検査費用に限り、まとめて助成申請することができます。(4月中に2回受検し、その検査費用の助成をまとめて申請することは可能ですが、4月と5月に受検した検査費用の助成をまとめて申請することはできませんので、その場合は申請書(第1号様式)で別々に申請をおこなってください。)

申請方法につきましては、松戸市民PCR検査助成事業申請書兼請求書の第1号様式および第2号様式に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付してご提出ください。

なお、申請方法等についてご不明な点等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

問 合 先： 松戸市 健康福祉部 地域医療課 (申請書提出先)

電 話： 047-366-7771

F A X： 047-366-7772

E m a i l： mccomiryou@city.matsudo.chiba.jp

住 所： 〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花 45-53 衛生会館内